

山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験 Q & A

<行政（U・Iターン型）>

Q1 行政（U・Iターン型）については、どうして、山梨県外の民間企業等における職務経験者を対象としているのですか。

A1 県行政の様々な課題に対応するため、県外の民間企業等における職務経験を通して培った経験やノウハウを持った即戦力となる人材に活躍してもらいたいことからです。

また、人口減少対策としてU・Iターン施策を推進する必要があるからです。

Q2 「U・Iターン型」なので、居住地が山梨県外になければ受験できないのですか。

A2 受験資格を満たせば、居住地は、山梨県内でも山梨県外でも受験できます。

Q3 山梨県内に登記簿上の本店がある会社（以下の設問において、本店とあるのは、登記簿上の本店のことをいう。）の東京本社に5年間勤務していましたが、職務経験になるのでしょうか。

A3 受験資格の職務経験は、登記簿上の本店が山梨県内にあるかどうかで判断します。東京本社など本社という名称がつく場合であっても、職務経験にすることはできません。

Q4 山梨県外に本店のある会社で非正規職員として勤務していましたが、職務経験とすることができますか。

A4 1年間以上継続して正規職員と勤務時間が同じくして勤務している場合には、職務経験とすることができます。ただし、勤務先からの証明が必要となります。

Q5 山梨県外のNPO法人に勤務していましたが、職務経験とすることができますか。

A5 1年間以上継続して勤務していれば、職務経験とすることができます。

ただし、NPO法人の法人登記上の所在地が山梨県外にあることが必要となります。

Q6 山梨県外に本店のある派遣会社の派遣社員（登録社員）としての職務経験は含むことができますか。

A6 契約先や派遣先として一つの事務所に1年間以上継続して勤務していれば含めることができます。ただし、登録されていても実働していない期間は含めることができません。また、契約更新までに期間が開くなど継続していない場合は、同じ事務所に勤務していても換算できません。

Q7 出向により、別の会社に勤務した期間は職務経験に含めることができますか。（元の会社、別の会社とも本店が県外）

Q7 元の会社に籍を置いたままの出向であれば、元の会社での職務経験として出向先も含めて職務経験とすることができます。元の会社を退職や籍を移しての出向については、元の会社の職務経験期間には通算できません。ただし、別の会社で1年以上継続して勤務経験がある場合は、別の会社での職務経験として通算することができます。

Q8 育児休業を1年間取得しましたが、その期間も職務経験に含めることができますか。

A8 休暇・休業・休職等連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く）は経験に含めることはできません。この場合は、全体の職務経験から1年間を除くことになります。

Q9 山梨県外で5年間自営業をしていましたが、職務経験になるでしょうか。

A9 自営業の期間も職務経験に含むことができます。ただし、納税証明書、確定申告、年金加入記録などの証明書類を提出していただきます。

Q10 山梨県外に本店があるA、B、Cという会社に、Aは6か月、Bは3年間、Cは2年間の職務経験がありますが、受験資格の職務経験は満たしますか。

A10 1年以上継続して就業した期間を通算することができます。この場合、Aは6か月ですので通算できませんが、BとCは1年間以上ですので通算でき、計5年間となりますので、受験資格の職務経験は満たすことになります。

Q11 3月まで県外に本店のある会社に5年間勤めていましたが、この4月(R3.4.1)から、山梨県内に本店のある会社に正社員として勤めています。会社を辞めて、受験しようと思っていますが、受験資格はありますか。

A11 令和3年4月1日以降に山梨県に本店のある民間企業等に正社員など正規雇用形態で勤務している場合は、受験できません。なお、アルバイトやパートタイム形態で勤務している場合は、受験することができます。

Q12 受験資格にある職務経験に該当するかわからないのですが。

A12 わからないような場合は、人事委員会事務局へお問い合わせください。

Q13 職歴証明書にはどのような記載が必要でしょうか。

A13 提出していただく職歴証明書には、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、1か月以上の休職等の有無と期間が必要となります。

Q14 職歴証明書の様式はありますか。

A14 「山梨県ホームページ／職員採用サイト」の「民間企業等職務経験者職員採用試験」に掲載してあります。

Q15 受験申込み時に職歴証明書を提出する必要がありますか。

A15 職歴証明書は最終合格発表後に提出していただきますので、受験申込み時に提出する必要はありません。

Q16 職歴証明書が提出できない場合はどうなりますか。

A16 受験資格にある職務経験を満たす5年以上の職歴証明書が提出できない場合には、採用される資格を失うこととなります。最終合格者のみ最終合格発表後の提出になりますが、あらかじめ、職歴証明書の発行について確認してください。

Q17 「山梨県ホームページ／職員採用サイト」に掲載してある職歴証明書の様式のなかで、「勤務形態」に「正規職員と勤務時間を同じくする職員」とありますが、どのような職員ですか。

A17 正規職員と同じ勤務時間で勤務している契約社員などの非正規職員のことです。なお、正規職員と同じ勤務時間でない場合には、職務経験とはなりません。

Q18 会社の決まりから職歴証明書でなく、在職証明書しか発行できないということですが、職歴証明書でなくてはならないのでしょうか。

A18 A13 の記載内容が全て記載されていれば、証明書の名称はどんなものでも構いません。

Q19 山梨県外に本店のある会社に5年間、別の山梨県外に本店のある会社に5年間、計10年間の職務経験がありますが、1つの会社は職歴証明書を発行してもらえませんでした。1つの会社で5年間の職務経験があるので、受験資格の職務経験は満たすということでしょうか。

A19 お見込みのとおり5年以上の職務経験を職歴証明書で証明できれば、受験資格の職務経験は満たすことになります。

Q20 最終学歴が高等学校卒業ですが、受験できますか。

A20 受験資格を満たせば受験できます。なお、教養試験においては、高等学校卒業程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を実施しますが、学歴を受験資格とするものではありません。

Q21 山梨県職員採用試験（大学卒業程度）と併願して受験することができますか。

A21 受験資格を満たせば、受験することは可能です。

Q22 山梨県公立小中学校事務職員採用試験や山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）と併願して受験することができますか。

A22 1次試験は、受験資格を満たせば、受験することは可能ですが、2次試験が同一日となるため、1次試験を両方とも合格した場合は、どちらかを選択する必要があります。1次試験合格発表後、事務局からどちらを選択するかを確認します。

Q23 受験の申込みをインターネットではなく、紙媒体でできないのでしょうか。

A23 紙媒体での申込みはできません。インターネット（やまなしくらしねっと）での申込みとなります。なお、申込み後は、必ず仮受付通知メールを確認してください。